

様式第3号（第8条関係）

常大生環指令第21号
令和4年10月24日

許 可 証

住 所 茨城県ひたちなか市津田2554番地の2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男 様

常陸大宮市長 鈴木 定幸



令和4年10月20日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

事務所、事業所の所在地及び 名 称	茨城県ひたちなか市津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(可燃・不燃)
業務の内容	一般廃棄物収集運搬業
廃棄物搬入の場所	那珂市静1894番地 大宮地方環境整備組合環境センター
事業の範囲	常陸大宮市
処理料金	大宮地方環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に 関する条例による
営業許可期間	自 令和4年11月26日 至 令和6年11月25日
許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに常陸 大宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、施 行規則等を遵守すること。